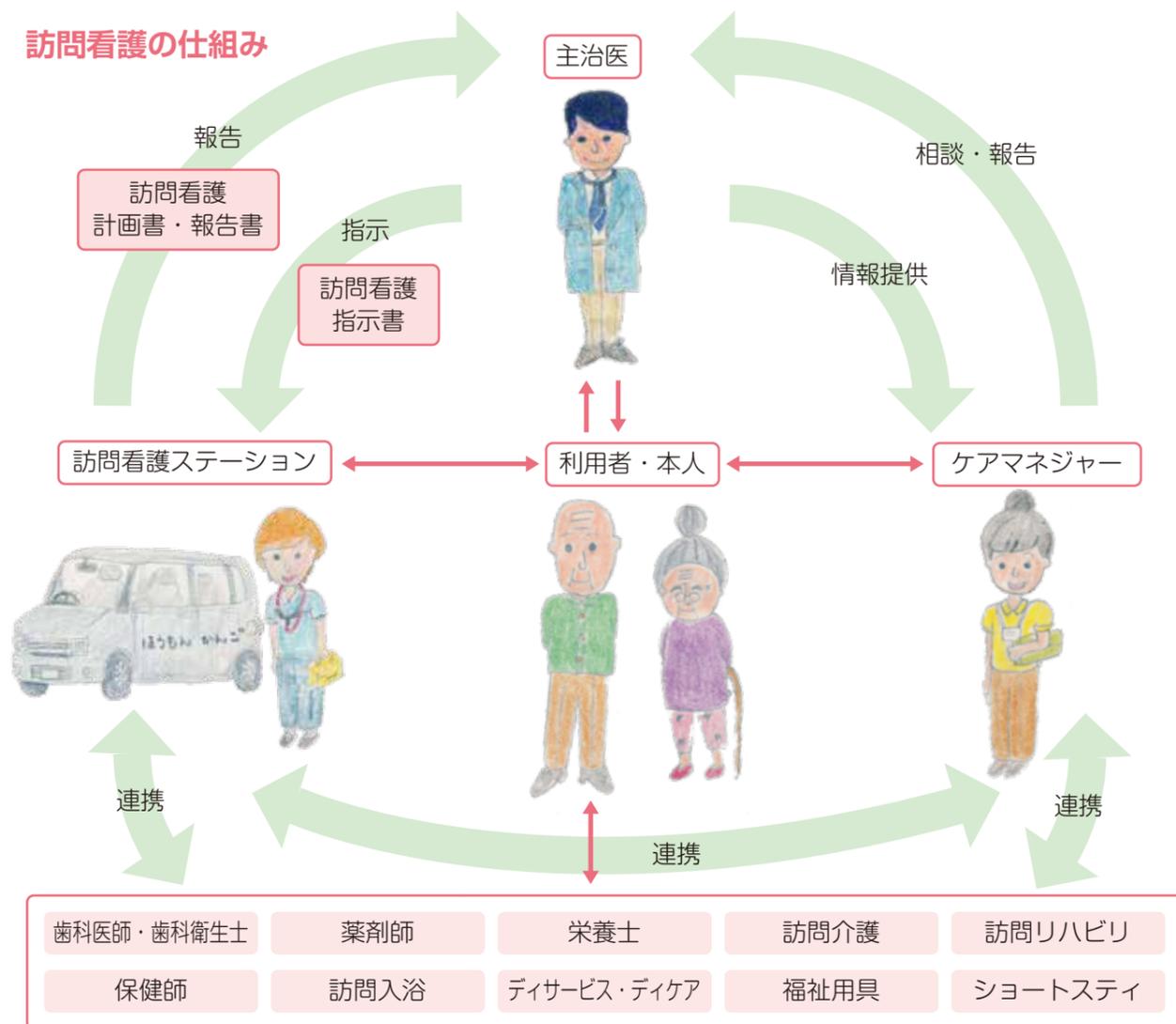


## 訪問看護の仕組み



## 利用するときの窓口

- ◆受診している医療機関
- ◆ケアマネジャー
- ◆地域包括支援センター
- ◆市役所高齢者支援課在宅医療相談窓口
- ◆訪問看護ステーション



## 利用回数・時間

主治医の指示や本人の希望をうかがって、どのくらい訪問するか決めます。週1回1時間以内で月4回が平均的な利用です。病気や状態によっては、毎日伺うこともできます。

## 訪問看護ステーションの事務室が移転します

これまで鳳来保健センター内にありましたが、しんしろ福祉会館内へ移転します。移転に伴い電話番号とファックス番号も変更します。

移転日 9月21日(火)

移転先 しんしろ福祉会館 (字東沖野20番地12)

TEL23 - 3031 FAX23 - 3032

※9月21日(火)以降の連絡先です。



もっと  
身近に



# 訪問看護ステーション

ID 230960031

▽地域医療支援室 (TEL23 - 7671)

▽訪問看護ステーション (TEL32 - 2416)

「病気や障がいがあっても、住み慣れた家で暮らしたい」「人生の最期を自宅で迎えたい」と望まれる方が増えています。しかし、「家族だけで介護や医療的ケアができるだろうか」「1人暮らしだけ大丈夫?」と不安が多いと思います。

そんな時に頼りになるのが訪問看護です。訪問看護は、地域で暮らす全ての年代の方に、関係職種と協力して、1人ひとりに必要な支援を行います。



## 訪問看護とは

看護師がお宅に訪問して、患者さんの病気や障がいに応じた看護を行います。主治医の診察から次の診察までの間に訪問して、健康状態の悪化防止や、回復に向けてのお手伝いや、主治医の指示を受けて病院と同じような医療処置も行います。また、自宅で最期を迎えたいという希望に沿った看護も行います。



健康状態の観察

病状悪化の防止・回復

療養生活の相談とアドバイス

リハビリテーション

点滴、注射などの医療処置

痛みの軽減や服薬管理

緊急時の対応

主治医・ケアマネジャー・  
薬剤師・歯科医師との連携など

## 利用できる方

赤ちゃんから高齢者、病状や障がいが軽くても重くても、訪問看護を必要とする全ての方が利用できます。(ただし、主治医の指示が必要です)

自宅療養をするとき、本人や家族だけだと心配になってしまふことがあります。訪問看護を利用すると、看護師からアドバイスを受けることができ、主治医とのコミュニケーションもスムーズに保てます。利用を迷っている方は、お気軽にお問い合わせください。

医療処置が  
必要になったら…

病院に通えなく  
なったら…

1人で動けなく  
なったら…

だけでなく

## 重症化を予防するために早い段階から!!

住み慣れた地域で過ごすには、病気と上手につきあっていくことが大切です。

